

業務管理体制の整備に関する事項の届出について

平成 22 年の障害者自立支援法等の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

なお、届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が目黒区内に所在する事業者は、業務管理体制の整備に関する届出書を目黒区に提出してください。

1 事業者が整備する業務管理体制

事業所等の数	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
業務管理体制の内容	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「法令遵守責任者」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「法令遵守責任者」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「法令遵守責任者」）の選任
		業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「法令遵守規程」）の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「法令遵守規程」）の整備
			業務執行の状況の監査を定期的実施

2 届出書に記載すべき事項

届出事項	対象となる事業者
① 事業者の名称又は氏名 " 主たる事務所の所在地 " 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	
③ 上記に加え、「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が 20 以上 の事業者
④ 上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要	事業所等の数が 100 以上 の事業者

3 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

区 分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一区市町村内に所在する事業者	区市町村
③ ①および②以外の事業者	都道府県

4 届出様式

届出が必要となる事由	目黒区様式
① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合	第1号様式
② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先の区分変更が生じた場合 (※この区分の変更に関する届出は、区分変更前の行政機関と区分変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。)	第1号様式
③ 届出事項に変更があった場合	第2号様式